

令和3年5月定例教育委員会次第

日時： 令和3年5月26日（水）
午後1時30分～午後3時30分予定
場所： 犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|---------------------------------|------------|
| 第5号議案 | 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について | (文化スポーツ課) |
| 第6号議案 | 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について | (文化スポーツ課) |
| 第7号議案 | 犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第8号議案 | 犬山市史編さん委員会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第9号議案 | 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第10号議案 | 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第11号議案 | 犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について | (学校教育課) |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|-------------------|-----------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) | 6月・7月行事予定表について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) | 令和3年度学校四役等一覧表について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) | 議会の議決を経るべき事件 | (教育部) | No.4 |
| (5) | いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.5 |
| (6) | 令和3年度小中学校修学旅行等一覧 | (学校教育課) | No.6 |

6. その他

7. 自由討議

8. 閉会

犬山市教育委員会第5号議案

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和3年5月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

(案)

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員

任期【令和3年5月27日～令和4年3月31日】

NO	氏名	所属	選出区分	新規・継続
1	横井 耕市	犬山市社会教育審議会 会長	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続
2	堀 美鈴	犬山市教育委員	犬山市教育委員会の委員	継続
3	木澤 和子	犬山市教育委員	犬山市教育委員会の委員	新規
4	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会 委員	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続
5	佐藤 正之	名古屋経済大学教授	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続

1)設置について

○犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付対象となる事業の選定に関する事項を審査する。
- ・委員は6人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- ・委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)

○犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則(平成30年4月1日施行)に基づき審査会を開催する。

- ・審査会の委員は犬山市教育委員会の委員及び、犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)から教育委員会が委嘱する。
- ・審査会に委員長を置く。
- ・審査会は必要に応じて、委員長が招集する。

2)審査会の開催について

- ・年1回(2月初旬頃に審査会を開催する。)

3)犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金について

- ・市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上や交流人口の拡大を図る目的で、市民が自主的に行う継続性のある文化・芸術事業に対し、補助金を交付する。

4)審査会の女性比率 40%

犬山市教育委員会第6号議案

犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条及び犬山市スポーツ推進委員設置規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和3年5月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、現委員の委嘱期間満了等に伴い、犬山市スポーツ推進委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市スポーツ推進委員名簿（案）

（令和3年5月26日現在）

NO	氏名	任期
1	仙田逸二	令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	原正男	令和2年4月1日～令和4年3月31日
3	高木隆人	令和2年4月14日～令和4年4月13日
4	宮田孝秀	令和2年4月1日～令和4年3月31日
5	小島久美子	令和2年4月1日～令和4年3月31日
6	奥村建治	令和2年4月1日～令和4年3月31日
7	吉野和美	令和2年4月1日～令和4年3月31日
8	保浦正幹	令和2年4月1日～令和4年3月31日
9	吉原田鶴子	令和2年4月1日～令和4年3月31日
10	野呂一彦	令和2年4月1日～令和4年3月31日
11	戸崎裕美子	令和3年5月10日～令和5年5月9日
12	日比野幸司	令和2年4月1日～令和4年3月31日
13	三輪みゆき	令和2年4月1日～令和4年3月31日
14	佐橋治彦	令和2年4月1日～令和4年3月31日
15	水谷美香	令和2年4月1日～令和4年3月31日
16	小島暁子	令和2年4月1日～令和4年3月31日
17	伊藤浩申	令和2年4月1日～令和4年3月31日
18	松尾信幸	令和2年4月1日～令和4年3月31日
19	武内名吉	令和3年6月22日～令和5年6月21日
20	尾藤美津子	令和3年5月10日～令和5年5月9日
21	長谷川康子	令和3年6月22日～令和5年6月21日

[男女比率：男性13名（61.9%）、女性8名（38.1%）]

[委員報酬：年額60,000円]

◎ 主な活動

- ・ 全体会議、役員会、委員間の実技研修
- ・ 軽スポーツ講習会、大会
- ・ 市民へのスポーツ指導
- ・ 西尾張、丹葉地区会議
- ・ 全国、東海四県、愛知県、西尾張地区、丹葉地区研修会
- ・ その他事業実施に係る関係者打ち合わせ

◎ 関係法令

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

犬山市スポーツ推進委員設置規則（昭和49年教育委員会告示
第4号）（抄）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

- (1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行なうこと。
- (2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

（定数）

第3条 委員の定数は25名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2及び3 略

犬山市教育委員会第7号議案

犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について

犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和3年5月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、現委員の委嘱期間満了等に伴い、犬山市歴史まちづくり協議会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市歴史まちづくり協議会 委員名簿 (案)

任命の日～令和5年5月31日

区分	氏名 【敬称略】	肩書き	備考
学識経験者	越澤 明	北海道大学名誉教授 元 一般財団法人住宅保証支援機構理事長	第1期から継続 (会長)
	荻谷 勇雅	元 文化庁 文化財鑑査官	第1期から継続 (副会長)
	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会副会長	
	加茂 紀和子	名古屋工業大学教授	
	中村 真咲	名古屋経済大学犬山学研究センター長	
市議会議員	久世 高裕	犬山市議会議員	
関係団体	成瀬 淳子	公益財団法人犬山城白帝文庫理事長	
	小川 征一	犬山市観光協会会長	
	間瀬 道男	名古屋鉄道株式会社グループ事業管理部 部長	
行政機関	中島 一	愛知県一宮建設事務所長	
	菊池 学	愛知県県民文化局文化部文化芸術課 文化財室長	
	稲吉 豊治	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課長	

オブザーバー	嘉戸 重仁	中部地方整備局 建政部 都市調整官
--------	-------	-------------------

1) 設置について

- 犬山市付属機関条例（平成28年12月28日条例第36号）に基づき協議会を設置する。
 - ・教育委員会の諮問に応じ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に規定する犬山市歴史的風致維持向上計画の策定及び同計画の実施に関する事項について審議する。
 - ・委員は20人以内とする。
 - ・委嘱期間は委嘱の日から2年間とする。
- 犬山市歴史まちづくり協議会規則（平成29年3月27日教育委員会規則第18号）に基づき協議会を開催する。
 - ・協議会の委員は犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条に基づき教育委員会が委嘱する。
 - ・協議会に会長及び副会長を置く。
 - ・協議会は必要に応じて会長が招集する。

2) 協議会の開催について

- ・年1回（1月頃）に協議会を開催する。

3) 協議会の女性比率は16%

犬山市教育委員会第8号議案

犬山市史編さん委員会委員の委嘱について

犬山市史編さん委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和3年5月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市史編さん委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市史編さん委員会委員名簿（案）

（任期：委嘱の日から諮問の答申に係る日まで）

No.	職名	氏名	委員区分 (規則第2条の該当号)	所属等	備考
1	委員	羽賀祥二	(1) 学識経験者	名古屋大学大学院 人文学研究科名誉教授	新規
2	委員	岡本耕平	(1) 学識経験者	愛知大学文学部教授	新規
3	委員	赤塚次郎	(2) 公共的団体	犬山市文化財保護審議会 副会長	新規
4	委員	奥村康祐	(2) 公共的団体	犬山市教育委員会 教育長職務代理者	新規
5	委員	小川征一	(2) 公共的団体	(一社) 犬山市観光協会 会長	新規
6	委員	高橋秀治	(2) 公共的団体	犬山商工会議所会頭	新規
7	委員	中村真咲	(2) 公共的団体	名古屋経済大学 犬山学研究センター長	新規

(1) 設置について

○犬山市附属機関条例（平成28年12月28日条例第36号）に基づき委員会を設置する。

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市史の編さんに関する事項について調査及び審議する。
- ・委員は30人以内とする。
- ・委嘱期間は審議期間とする。

○犬山市史編さん委員会規則（令和3年3月24日教育委員会規則第6号）

- ・委員は犬山市史編さん委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- ・委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(2) 委員会の開催について

- ・年2回程度開催予定。

(3) 本会議の女性比率は0%。

犬山市教育委員会第9号議案

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和3年5月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和3年度の犬山市通学路安全対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和4年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	犬山市小中学校PTA連合会会長	谷繁祐樹	犬山市立城東小学校PTA会長	新規
2	犬山市小中学校長会副会長	永屋雅樹	犬山市立犬山西小学校長 (校長会小学校代表)	継続 (2期)
3	犬山市小中学校長会代表	河原佳子	犬山市立東部中学校長 (校長会中学校代表)	継続 (3期)
4	犬山市小中学校PTA連合会事務局代表者	若原公代	犬山市立城東小学校長	新規
5	犬山警察署職員	松井淳司	犬山警察署生活安全課長	継続 (2期)
6	犬山警察署職員	鈴木光史	犬山警察署交通課長	新規
7	交通安全協会犬山支部支部長	曾我公彦	犬山交通安全協会会長	継続 (3期)
8	犬山扶桑防犯協会会長	奥田朋近	犬山扶桑防犯協会会長	継続 (3期)
9	愛知県一宮建設事務所職員	山田健爾	愛知県一宮建設事務所道路整備課長	新規
10	愛知県一宮建設事務所職員	伊藤明輝	愛知県一宮建設事務所維持管理課長	新規
11	市職員	兼松光春	犬山市市民部防災交通課長	新規
12	市職員	高橋秀成	犬山市都市整備部整備課長	継続 (4期)
13	市職員	吉田昌義	犬山市都市整備部土木管理課長	継続 (4期)
	アドバイザー	磯部友彦	中部大学工学部都市建設工学科教授	継続 (8期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市通学路安全対策連絡協議会を設置する。
- 児童及び生徒の交通安全対策、防犯対策、その他必要な事項を審議する。
- 委員は14人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から1年（委嘱の日の属する年度の末日など）とする。

○犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

- 協議会の委員は、犬山市小学校PTA連合会、犬山市小中学校長会等から教育委員会が委嘱する。
- 協議会には、会長、副会長を置く。
- 協議会は必要に応じて会長が招集する。

2) 委員会の開催について

- 年1～2回（7月ごろ、2月ごろを予定）
- 通学路の安全対策の審議、関係機関との連携・協力・情報収集など

3) 審議会の女性比率 15.4%

犬山市教育委員会第10号議案

犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市教育支援委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和3年5月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和3年度の犬山市教育支援委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市教育支援委員会委員（案）

任期：委嘱の日～令和4年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	医師及び 学識経験者	榊原 吉峰	榊原こどもクリニック	継続 (5期)
2	特別支援学校の職員	山口 聡	一宮東特別支援学校 中学部主事	継続 (5期)
3	特別支援学校の職員	梶田 真琴	小牧特別支援学校 中学部主事	新規
4	児童福祉施設及び児 童相談所の職員	金井 牧仁	溢愛館 施設長	継続 (5期)
5	児童福祉施設及び児 童相談所の職員	五藤 能敬	一宮児童相談センター 心理士	継続 (2期)
6	小学校長 及び中学校長	勝村 偉公朗	犬山市立犬山中学校長 (犬山市小中学校長会長)	新規
7	小学校長 及び中学校長	小竹 摩記	犬山市立今井小学校長 (犬山市特別支援教育研究協議会長)	新規
8	養護教諭	勝又 美樹	犬山市立城東中学校 主任養護教諭	継続 (5期)
9	特別支援学級担当教 諭	大島 奈保美	犬山市立城東小学校教諭	継続 (2期)
10	特別支援学級担当教 諭	松下 恵	犬山市立城東中学校教諭	継続 (4期)
11	市職員	伊藤 真弓	子ども未来課主幹 指導保育士	継続 (2期)
12	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園園長	継続 (2期)
13	市職員	尾関 正照	家庭児童相談員	継続 (5期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育支援委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内に在住する障害児のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して
図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は15人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。

○犬山市教育支援委員会規則に基づき、委員会を開催する。

○委員会の委員は、医師及び学識経験者、特別支援学校の職員、児童福祉施設及び児童相談所の職
員、小学校長及び中学校長、養護教諭、特別支援学級担当教諭、市職員から教育委員会が委嘱す
る。

- 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 委員会の開催について

- 年2回（7月ごろ、11月ごろを予定）
- 関係機関との連携・協力・情報収集など

3) その他

- 就学時健康診断との連携について

4) 審議会の女性比率 53.8%

犬山市教育委員会第11号議案

犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市特別支援教育連絡協議会規則第3条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和3年5月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和3年度の犬山市特別支援教育連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市特別支援教育連絡協議会委員（案）

任期：委嘱の日～令和4年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	学識経験者	岩田 吉生	愛知教育大学 准教授	継続 (4期)
2	特別支援学校の職員	梶田 真琴	小牧特別支援学校 中学部主事	新規
3	学校関係者	勝村 偉公朗	犬山市立犬山中学校長 (犬山市小中学校長会長)	新規
4	学校関係者	小竹 摩記	犬山市立今井小学校長 (犬山市特別支援教育研究協議会長)	新規
5	学校関係者	千田 憲義	犬山市立南部中学教頭 (犬山市小中学校教頭会)	新規
6	学校関係者	鬼田 聡	犬山市立今井小学校教務主任 (犬山市教務主任会)	新規
7	学校関係者	水野 雄介	犬山市立東部中学校校務主任 (犬山市校務主任会)	新規
8	学校関係者	高見 順子	犬山幼稚園長	新規
9	学校関係者	永濱 奈穂	犬山市立今井小学校教頭 (市教研特別支援教育研究委員会)	新規
10	学校関係者	山城 愛	犬山市立楽田小学校養護教諭 (市養護教諭連絡会)	新規
11	学校関係者	大島 奈保美	犬山市立城東小学校教諭 (市特別支援学級連絡協議会)	継続 (2期)
12	健康福祉部	瀬瀬 由美子	健康推進課長補佐	継続 (6期)
13	教育部	長瀬 尚美	子ども・子育て監	新規
14	教育部	鈴木 努	子ども未来センター長	継続 (3期)
15	教育部	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (2期)
16	教育部	高木 順二	学校教育課主幹兼指導室長	新規
17	教育部	長谷川 誠	学校教育課管理指導主事	継続 (2期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市特別支援教育連絡協議会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、犬山市立幼稚園条例（平成27年条例第2号）第2条の規定により設置する犬山市立幼稚園及び市立小中学校において学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等を有する者の需要に応じた教育的支援を図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は20人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。
- 犬山市特別支援教育連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。
- 協議会の委員は、学識経験者、学校関係者等に属する者の中から教育委員会が委嘱及び任命する。
- 協議会に、委員長、副委員長を置く。

2) 協議会の開催について

- 年1回（8月ごろを予定）
- 関係機関との連携・協力・情報共有など。

3) 審議会の女性比率 52.9%